

**将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示に対する執行方針（案）に関する
意見募集について**

【※氏 名】 [公益社団法人 札幌消費者協会 会長 高田安春]
(法人その他の団体にあつては名称／部署名等)

【職 業（任 意）】 [消費者団体]
(法人その他の団体にあつては業種)

【※住 所】 [札幌市北区北 8 条西 3 丁目札幌エルプラザ 2F]

【※電 話 番 号】 [011-728-8300]

【※電子メールアドレス】 [ssk005@sapporo-shohisha.or.jp]

【※御意見及びその理由】 御意見が 600 字を超える場合、その内容の要旨も記載してください。

該当箇所	御意見・理由
第 1 基本的な考え方	<p>将来の販売価格を比較対象価格とする二重価格表示は、いたるところで散見される。消費者の心理的面から言うと、〇〇日後には値段が倍になるなどと信じ、それなら安いうちに購入したいという焦りを誘う。</p> <p>しかし購入後、本当にその価格で販売されているかを調べる消費者は少ないと考えられることから、それが適正な表示価格であったのか常に疑問が残る。その意味で事業者が実際と異なる安易な販売姿勢に歯止めをかける今回の執行方針の考え方は、消費者としては歓迎すべき考え方だ。</p>
第 2 景品表示法を適用する際の考慮事項等 1、有利誤認表示として取り扱われる場合 2、有利誤認表示として取り扱われない場合 2（3）将来の販売価格での販売期間	<p>景品表示法 26 条で、いわゆるコンプライアンス義務がうたわれている。当然こうした将来価格の二重価格表示をするにあたって事業者は不当表示にならないように義務が課せられていると考えるべき。そうした意味では、よほどの覚悟と責任をもって二重価格表示をすべきということを事業者に植え付けるべき。</p> <p>また、販売期間について、衣類や家電等については、将来の販売価格での販売期間が 2 週間以上継続すれば良い、というのは消費者にとっては受け入れられないのではないかと。1 ヶ月以上の期間があっても良いのでは。</p>
その他	<p>今回の執行方針案では、詳細に考え方、執行の方針が説明されていると考える。またさまざまな事例を挙げての説明はわかりやすく感じる。</p> <p>いずれにしても、消費者として要望したいのは、将来の販売価格を比較対象価格とする二重価格表示は、虚偽表示につながる恐れが内在しやすい。表示した将来販売価格で販売することが確実な場合以外は、基本的には行うべきではないとの考え方を事業者に徹底してほしい。</p> <p>またそれに対するチェック体制は充分なのかが気になる。様々な広告媒体がある中、事業者による消費者を誤認させる様な二重価格表示の未然防止策を強化すべき。</p> <p>加えて、本案に沿った「価格表示ガイドライン」の改定を期待している。</p>